

# 1 安全な登下校について

## (1) 登校

- 近所の児童で通学班を編成し、**学校到着8時～8時15分**となるよう集団で登校します。
- 班ごとに決められた場所、時刻に集合します。
- 班長を先頭に、低学年から順に並んで副班長が最後となり一列で登校します。
- 1年生の児童が集合時刻に遅れた場合でも、高学年の児童は迎えに行くことはできません。保護者の方が遅れないように確認をお願いします。事情があって集合時刻に遅れる場合などは、事前に班長さんなどにお伝えください。遅刻される際は、必ず保護者の方が付き添って学校へ登校するようにしてください。**

## (2) 下校

- 通学班ではなく、学年ごとに決められた時間に、複数の児童で下校します。  
(1・2年生：下校コースごと 3年生以上：個人で)
- 各曜日の下校時刻、下校経路、誰とどこまで一緒か、どこから一人になるかについては、必ずご確認ください。**
- 一人になるときは、周りの様子に十分注意するよう繰り返しご指導ください。**また、できるだけ途中（一人になる地点）までのお迎えをお願いします。  
**☆1年生は、ご自宅の場所によって、グループ（下校班）を編成して、集団で下校します。**

## (3) 通学班の編制

新入学児童の通学班については、入学前に地域の方々から編制していただいております。

## (4) 通学路

- 登下校途中でケガ等をした場合、日本スポーツ振興センターの災害給付対象となりますので、通学班ごとに決められた通学路を登下校することを原則とします。
- 防犯上等必要な場合、通学班ごとに登校時と異なる通学路を指定することもできます。  
詳しくは、通学班の担当世話人さんにご連絡ください。
- 登校と下校で通学路が異なる場合には、事前に担任へご連絡ください。

## (5) その他

- 登下校時は、安全のために黄色の帽子と防犯ホイッスルを着用させてください。
- ランドセルの黄色いカバーは1年間付けてください。（入学時に配付します。）
- 登下校の途中に寄り道は禁止です。学用品等の購入もさせないようお願いします。
- 防犯ボランティアの皆さんが、**毎日低学年の登下校の時間に合わせ通学路や地域を巡回**してくださっています。また、毎日、保護者の皆様も輪番で、登校の様子を見守ってくださっています。児童が、保護者や地域の皆様への積極的なあいさつができるよう、ご家庭でも声掛けをお願いします。

## 2 交通安全指導について

- まずは大人が常によい手本を示してください。
- 下校後の生活について学校でも指導いたしますが、各家庭で責任を持ってご指導願います。特に交通安全については繰り返しご指導ください。
- 学校では、さいたま市交通安全協会の協力を得て、1年生を対象に「正しい歩行の仕方」を、3年生を対象に「子ども自転車免許教室」を計画しています。
- 低学年に自転車を利用させる場合には、保護者の指導と監督のもとでお願いします。
- 自転車について、自転車に乗ることができるということと、正しく安全に運転できるということは別です。小学生のとび出しと自転車による交通事故が増えています。くれぐれも交通事故に遭わないように、繰り返しご指導ください。
- 令和5年4月1日より道路交通法の一部改正から、全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用が努力義務となります。ヘルメットに関しても保護者の皆様を含め、ご家庭で使用についてご確認ください。

**埼玉県「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」**【施行日】平成30年4月1日  
自転車利用者（利用者が未成年者の場合は、保護者）に自転車損害保険等への加入の義務付け

**「さいたま市自転車のまちづくり推進条例」**【施行日】平成31年4月1日  
第11条の3 保護者は、自ら自転車の安全な利用の重要性を認識した上で、その監護する子が自転車を安全に利用することができるよう指導及び助言に努めなければならない。  
第13条の1 保護者は、その監護する子が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。  
第14条の2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。  
第16条 学校の長及び当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者は、学校における自転車の安全な利用に関する取組の円滑かつ効果的な実施を確保するため、相互に連携するよう努めるものとする。

## 3 不審者による犯罪被害防止について

### (1) 外出時

帰宅後、外出の際は、行き先、帰宅時刻を家に人に告げ、許可を得てから外出するようご指導ください。また、日頃からお子様との会話を密にし、行動を十分把握してください。

### (2) 不審者対応

- 集団で遊んでいる場合でも、知らない人の手の届く範囲には近寄らない。近づいてきたら離れるようご指導ください。
- 不審者に出逢う等の実際の場面を想定し、大声をあげて助けを求める、防犯ホイッスルを強く吹く、全力で走り逃げる、『子ども避難所110番の家』や付近の家に駆け込むなど、危険を回避する方法について繰り返しご指導ください。なお、防犯ホイッスルは、入学式当日にお渡しする予定です。
- 万一、事件・事故にあった場合は、すぐに110番通報をし、学校へも連絡してください。  
辻小学校 電話048(862)1072

### (3) 不審電話

- 学校や教育委員会が、児童の家庭の電話番号等の個人情報電話で聞き出すことはありませんので、いかなる問い合わせにも「学校で尋ねてください」とお答えください。
- このことは、児童ばかりでなく、保護者や兄弟、祖父母等電話に対応する可能性がある方全員に、徹底するようお願いします。